

広報くろたき有料広告掲載実施要領をここに定める。

令和7年5月1日

黒滝村長 植田 忠三郎

黒滝村要領第5号

広報くろたき有料広告掲載実施要領

(目的)

第1条 この要領は、黒滝村有料広告掲載の取扱いに関する規程（以下「取扱規程」という。）に定めるもののほか、黒滝村（以下「村」という。）が発行する広報くろたき（臨時に発行するものを除く。以下「広報紙」という。）への広告掲載及び折込チラシについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の位置)

第2条 広告の掲載位置は、広報紙のうち村が指定する位置とする。

(広告の規格等)

第3条 広告の規格（縦cm×横cm）は、5.8cm×17.3cmとする。また、配色はグレースケールとし、BMPまたはJPEG形式とすること。

2 広告の掲載枠数は、2枠とする。

3 折込チラシは、A4規格用紙とする。

(広告の申込み)

第4条 広告掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、取扱規程第7条に規定する黒滝村有料広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告の版下（完全な原稿をいう。）を添えて、広告掲載を希望する広報発行日の前々月の月末までに村長に提出しなければならない。

2 広告の申込みは、1号につき1枠とする。

3 折込チラシは、1号につき2枚までとする。

4 連続して広告掲載できる期間は、最長で3ヶ月までとする。

5 折込チラシは、広報発行日の14営業日前までに500部を村へ納品すること。

(募集)

第5条 広告掲載の募集は、随時行うものとする。

2 同時に申込者が複数ある場合は、取扱規程第4条に規定する優先順位によるものとし、優先順位を同じくする複数の申込者があるときは、くじによる。

3 くじの方法は別に定める。

(広告掲載料等)

第6条 広告掲載料は、別表のとおりとする。

2 取扱規程第15条の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した期間の総額とする。

3 国・県・村又はその関係機関が実施する広告及び村が委託する事業に係る広告については、広告掲載料を減免する。

4 村長は、公共の利益となる特別の事情があると認めたときは、減免することができる。

(広告内容等)

第7条 広告のデザイン及び内容は、広報くろたきのイメージを損なうことのないよう、協議のうえ掲載するものとする。

2 広告におけるデザイン、イラスト、写真、ロゴなどの著作権、肖像権などは広告主において確認を行い、著作権料等が発生する場合は広告主の負担とする。

3 広告主が明瞭である内容とする。

(損害賠償等)

第8条 広告の掲載により発生した広告主の損害については、村は賠償の責任を一切負わないものとする。

2 広告が第三者に損害を与えた場合において、当該損害が広告の掲載によるものであつても、その責任は広告主にあるものとし、村は賠償の責任を一切負わないものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要とする事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年6月1日から施行する。

別表 (第6条関係)

広告掲載料は次のとおりとする。

区分	村内	村外
1ヶ月	10,000円	20,000円
2ヶ月	18,000円	36,000円
3ヶ月	26,000円	52,000円

※村内とは、黒滝村内に本・支店・営業所を有する事業所等をいう。